

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 10 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)(基金型) 南相馬地区	事業番号	(5) - 40 - 5
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	(11,083,379) 11,789,895(千円)	全体事業費	(11,083,379) 11,789,895(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積している汚染土砂の流出が懸念される。</p> <p>農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。</p> <p>また、今回申請するため池は除染にならないことを確認した。(技術マニュアル P26 の 3 要件に該当しない。)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>基礎調査(個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握) 詳細調査(基礎調査の結果に基づき、汚染濃度が高いため池内の底質の汚染濃度分布を把握) 対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定 放射性物質対策工(検討結果に基づき、ため池の底質の固化、被覆、除去等を実施)</p> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流の盛んなまちづくり】 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興に取り組みます 施策の展開 農畜産業の生産基盤の整備</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 29 年度まで&gt; 詳細調査及び対策工 調査結果を踏まえ、市内ため池に係る総合的な対策推進計画を策定。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工を実施する。 394 箇所の詳細調査を実施する。(面的モニタリング調査) 232 箇所の実施設計を実施する。(詳細調査の結果から設計) 79 箇所の対策工を実施する。(底質の固化、被覆、除去等)</p> <p>&lt;平成 30 年度&gt; 詳細調査 内容：7(7)箇所の詳細調査を実施する。(面的モニタリング調査、設計)</p>					

**対策工****内容： 1 1 1 ( 5 9 ) 箇所の対策工を実施する。(底質の固化、被覆、除去等)**

&lt;平成31～32年度&gt;

調査結果を踏まえて、市内のため池に係る総合的な対策推進計画を改訂。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工事を実施する。

1. 詳細調査(平成30年度以降の追加など)
2. 対策工の検討・設計
  - (1) ため池の基本情報整理
  - (2) 放射性物質の影響評価(現場踏査～空間線量測定～水質調査～底質調査)
  - (3) 対策工の必要性及び対策工の検討(排出土の扱い検討も含む)
3. 対策推進計画策定
4. 対策工

**地域の帰還環境整備との関係**

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要である。そのためには放射性物質を含む堆積土砂の除去による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、本事業導入により対策を実施したため池の機能保全・再生することによって、営農再開に向けた条件を整え、農業復興を促すことで地域の再生加速化を図る。

**関連する事業の概要**

農山漁村地域復興基盤整備総合整備事業...八沢地区、右田海老地区、真野地区、金沢・北泉地区、  
原町東地区、原町南部地区  
農山村地域復興基盤整備総合整備事業 ...押釜地区、馬場西地区、深野北地区、飯崎地区、小高東部地区、  
鹿島西部地区、南屋形地区

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

--